

明治監獄則下における受刑者の図書閲読（下）

中根 憲 一

- （以下本号）
- 一 総説
 - 二 明治五年監獄則
 - 三 明治十四年監獄則
 - 四 明治二十一年監獄則
 - 五 明治三十一年監獄則

四、明治二十二年監獄則

明治二十二年七月十二日、監獄則は二度目の改正を受けた（勅令第九三号）。改正監獄則は全文僅か五二条のみで、詳細は同じく同月制定の監獄則施行細則（内務省令第八号）全一〇八条で規定した。改正監獄則はプロイセンを中心としたドイツ監獄学の強い影響を受けたものであって、既に同年二月に発布された大日本帝国憲法を頂点として、来たるべきドイツ的国家体系構築へ向けての正に礎をなすものであった（一）。

改正の要点は、まず従来の未決者の名称を刑事被告人と改め、無罪の者として推定するとともに、監獄の紀律に妨げなき限りにおいてその処遇を著しく緩和したことである。これは図書閲読の面においては、後述するように、刑事被告人の図書閲読許

可範囲の拡大となつてあらわれる。また、情願懲治ならびに刑余者の別房留置の制度を廃止した。それまでの広範にわたる、雑多とも言える拘禁形態の整理をはかるとともに、自由刑執行機関としての監獄の純化を目指したのである。改正監獄則はまた、紀律を重んじるとともに、個別的処遇を重視した。具体的な閲読許可の判断が、第三十二条所定の客観的閲読許可基準との照応だけでなく、各人の教育程度、職業、受刑態度等の個別のあるいは主観的要因をも考慮して個別具体的になされるようになってきたのも、個別処遇の図書閲読面における適用に他ならない。

ところで、明治二十年代に入るとともに、反政府運動も漸く終りを告げる。また監獄には紀律が齎され、暴動・逃走等の反獄も次第に減少しつつあつた。社会も監獄も漸く安定化に向い始めたのである。一方、来たるべき条約改正の実現へ向けて獄

制の整備はいよいよ急務となった。当時、内相は山県有朋、警保局長は腹心の清浦奎吾であった。監獄改良にかける熱意には共に並々ならぬものがあつたが、特に清浦は、その年来の主張である監獄費国庫支弁復活に全力を傾注し、長年にわたる困苦の末、明治三十三年ついにその実現を果たす。明治二十二年監獄時代における国庫支弁達成は成らなかつたが、しかし明治二十年代に入るとともに府県財力は次第に充実をみせ、再び官本主義の方針が指向されることとなる。もとより、この期における官本整備の実際は未だ極めて不十分なものであつた。明治二十年代後半に至ると官本主義の方向は一層具体的な様相を示すようになる。明治二十七年頃の立案と思われる監獄則改正案には、制定には至らなかつたが、官本貸与主義、それに伴う私本制限の方針が鮮明に打ち出されている。監獄書籍館構想、給与工銭利子による書籍購入費調達案等が検討の俎上に上つたのもこの頃であろうか。一方、監獄則改正後、各府県においては書籍取扱規定の制定が相次ぎ、官本貸与手続、私本購入手続等の制度化・明確化がはかられるに至つた。官本整備の充実は、なお明治三十二年改正と監獄経費国庫支弁復活とを待たねばならなかつたが、ともかく、当面の目標である不平等条約の改正に向けて、監獄制度の整備は急速に進捗しつゝあつたのである。

図書閲読の許可基準 明治二十二年監獄則は、左の図書閲読の許可基準を定めた。

第三十二条

囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看ント請フトキハ之ヲ許ス

囚人及懲治人書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業ニ必要ナルモノニ限り之ヲ許ス刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ総之ヲ許ス但領置外ノ書籍ハ当該裁判官ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論説ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

第三十二条第一項は、囚人、懲治人及び刑事被告人、つまり全ての在監者に対し法律命令書の閲読を許した。大日本帝国憲法において、「臣民権利義務」が規定されたことに伴い、在監者といえども国民の一人として法律・命令を知らしめる必要が認められたためであろう。法律書閲読については、既に明治十一年六月懲役人にかかる該書籍の差入れが禁ぜられ⁽²⁾、同十三年九月には各府県に対し既決囚の法律書閲読を禁止する旨の内務省の統一指令が発せられ⁽³⁾、また明治十四年監獄則では法律書閲読については何ら規定するところはなかつたが、前記指令等による閲読禁止の取扱いは、依然引き続いていたものと思われる。もつとも、刑事被告人については訴訟遂行上の必要から治罪法第一四二条により監倉（未決監）に刑法、治罪法を備え付けるべきことが規定され、被告人の請求に応じて貸与すべきことが定められている⁽⁴⁾。これは例外であつた。それが第三十二条冒頭において全ての在監者に対する法律書閲読許可が規定されたのである。小河滋次郎は在監者に法律書閲読を認めたる理由を次の様に説明している⁽⁵⁾。

在監者ニ現行法律命令書ノ看読ヲ許可セシ所以ノモノハ蓋シ現行ノ法律命令ハ苟クモ国民タルヘキ者ノ一般ニ予知スルヲ要スヘキモノナルカ故ニ在監人ヲメ之ヲ知ラスシテ服従ノ義務ヲ負ハシムルハ事体ノ宜シキヲ得タルモノニ非ラサルコトヲ認メタルニ由ルコトナルヘシ

明治二十二年監獄則がその第三十二条第一項において在監者の法律書閲読を認めた法定の意義は、それ自体としては極めて大きい。しかし小河によれば、許可の対象とされた法律書は「現行」のものに限られ、且つ、閲読を願ひ出た在監者の入監前に既に発布された法律・命令は閲読の対象外とされたから、その閲読は、實際上、形だけの形式的なものにとどまらざるを得ず、加えて、その具体的な閲読許可の判断にあたっては出願者の身分、職業、閲読の目的等が個別的に考慮されるものとされたから、法律書閲読を認めたその進歩的な規定も、その実質的な保障の面においては極めて不十分なものであったと言わねばならない。「在監人ヲシテ監獄ニ於テ法律規則ノ研究ヲナサシメント欲スルニ非ラサルコト勿論ナレハナリ」というのが小河の理由であった。

もっとも、以上は直接的には『日本監獄法講義』における小河の所説であつて、内務省の公権的解釈ないし取扱方針そのものではない。しかし小河は、内務属として明治二十二年監獄則の起草には深く関与しており、また当時、新進気鋭のリーダーとしてその説く監獄理論は次第に行刑界を風靡しつつあつた。当時、各監獄における法律書の取扱いが実際どのようなもので

あつたかは必ずしも判然としないが、行刑現場における小河監獄学の学理・実務両面に及ぶその指導力の大であつたことを考へれば、その実際の取扱ひもほぼ前記所説にそつた例が少なくなかつたのではあるまいか。

法律書以外の一般書籍については、従来の修身書、営業書に、新たに宗教書、教育書を加え、閲読許可範囲を拡大した。しかし、その範囲がいわゆる教育的書籍の類に限られていたことは、依然変りがない。書籍閲読といへども禁制が本則であつた。感化に裨益あるもののみ例外的にその閲読が許されたのである。囚人に書籍閲読を許したのは、「之レニ由リ反省顧慮スル所アラシメンカ為メナリ、転迷開悟スル所アラシメンカ為メナリ、感奮興起スル所アラシメンカ為メナリ、寛解融和スル所アラシメンカ為メナリ、文字ヲ解シ職業ヲ知ルノ民トナツテ社会ニ伍スルノ地歩ヲ得セシメント欲スルニアリ、官吏教誨師等ノ訓誨、説法又ハ教導ニ由リ発生シタル智徳ノ嫩芽ヲ培養セシメント欲スルニアリ」(6)と観念されたことによる。稗史小説、紀行、伝記等は慰安的なものともなされ、その閲読は永く禁制であつた。絵入りの書籍も同様であつた。「感情的開發教育」(7)の点からその意義が認識され閲読が許可されるようになったのは、明治二十年代末頃からであらうか。もっともそれまでも各府県監獄における書籍取扱ひの実際については差異も多く、とりわけ小説本をめぐる各監獄の寛・厳さまさまな取扱ひ実態については指摘が多く、永くその不統一が取り沙汰されてきた(8)。明治二十六年の典獄會議においては、書籍取扱ひの一定につき、監獄局長から左の指示がなされている(9)。

囚人に看読ヲ許スヘキ書籍ノ検定ハ最モ意ヲ用ヒ其修身其他ニ極メテ適切必要ナルモノノミヲ精選シ苟モ娯樂ノ用ニ供スルノ虞アルガ如キモノハ一切之ヲ禁シ且ツ其監房ニ下付スルトキノ如キバカメテ冊数ヲ制限スルヲ要スルコトナルニ今日ノ實際ハ或ハ小説類似ノ冊子モ其題名ノ正シキモノハ其書名ノ為メニ之レカ看読ヲ許シ居ルカ如キコトナシトセス甚タシキニ至リテハ絵入一代記其他絵入ノ史書類ヲ監房ニ下付シアリ要スルニ書類檢定並ニ下付上ノ現況ニ付テハ一層鄭重慎重ノ注意ヲ希望セサルヲ得サルナリ

ところで、新たに追加された書籍項目のうち、宗教書については、その後明治二十五年四月開催の典獄會議において、「宗教ニ関スル書籍ハ何宗ニ拘ハラス凡テ差入ヲ許スヲ可トスルヤ」——この何宗云々とはおそらくキリスト教を念頭に置いたものである——との諮問があり、それに対し、「何宗ニ拘ハラス総テ差入ヲ許スヲ可トス」との決議がなされていることからして、明治二十二年改正時においてはキリスト教は依然看読除外されていたものとみることができ(10)。教育書の追加は、一つには、十六歳未満の囚人及び懲治人に対する学科教育の創設(第三十一条)(11)に対応するものであり、また十六歳以上の囚人に対する「自修的教育(12)の奨励を企図したことによる。

ところで、第三十二条第三項は刑事被告人に対し全ての書籍の閲読を認めている。前述した刑事被告人の処遇緩和に伴うものであり、また刑の確定した囚人と異なり刑事被告人については感化改良を未だ顧慮する必要なく、身柄の確保と罪証の湮滅

防止とだけが拘禁目的とされたことによる。しかしこれについても小河は、「当局者ハ凡ヘテノ書籍ニ就キ紀律取締上ノ便否ヲ省察シテ充分嚴重ニ其種目ヲ取捨選定スヘキコト勿論ナリト信ス(13)」と、紀律取締上からする制限の可能性について示唆している。各府県における取扱いの実際においても紀律上からする規制を加える例少なしなかった。

明治十一年、埼玉県は既に書籍貸借規則の定めを有したが、明治二十二年改正後、各府県は相次いで書籍取扱規定を制定するに至った。石川県、明治二十三年九月、「書籍出納並管理規則」制定(14)。新潟県、同二十四年十月、「囚人懲治人看読書籍規程」制定(15)。徳島県、同二十七年八月、「看読書籍取扱規程」制定(16)。図書閲読関係規定の制定はほとんど全ての府県に及んでいる。規定内容もいずれもほぼ似た様なもので、官本の貸与手続・貸与冊数・貸与期間、私本購入手続等各般にわたり、その細目が規定されている。徳島県「看読書籍取扱規程」では、官・私本ともその閲読は担当看守に申請、当該看守は「書籍下付請求簿」に氏名、刑名、刑期、番号、書名、冊数等を記入のうえ教誨師に送付、教誨師はその適否について調査のうえ閲読適当と認めるときは「書籍交付簿」に記載のうえ、再び担当看守を経由して囚人に書籍を交付した。監房への一回の下付冊数は、字書を除いて二冊までとされている。一方、購入申込は、書名・冊数・概価・購求費の区別等を記載した「書籍購給願」が同様に担当看守を通して教誨師へ送付され、教誨師は毎月曜日昼食後の休憩時に当該囚人を呼び出し、その身分、性行、教育等個

人的諸般の關係を審査稽案のうえその必要の有無を決し、購入手續をなさしめることとされている。

官本 明治二十年代に入っても府県監獄費は依然地方税支弁であった。各監獄における官本備付けの実際は未だ極めて不十分なもので、閲読書籍中私本の比重はなお相当部分を占める状態であった。明治二十六年当時、高松監獄では官本備付け冊数は極めて少なく、休役日等には無聊に苦しむ囚人が多かったという(17)。しかし、各府県における監獄経費の充実に背景として次第に官本主義の方針が指向されて来るようになる。書籍閲読が囚人の感化教育上、有益・必要であるならば、それらの書籍は監獄において購入・貸与すべきが妥当との考え方が一般的となつてきたこと、釈放後の更生資金確保のための給与工錢による書籍購入の制限、監署における差入・購入事務の負担軽減等がその主な理由であった。例えば前記新潟県「囚人懲治人看読書籍規程」では、監獄備付書籍として修身書四十六書目、宗教書二十三書目、教育書四十九書目、營業書二十四書目が指定されるとともに情願により貸与することとされ、購入・差入れについては、禁止されないまでも、極めて制限的な取扱いが定められている。青森監獄においては書籍の購入は許されず、必要あれば官費にて購入のうえ貸与したという(18)。

ところで、小河は官本主義をさらに押し進め、官有書籍蔵置のための「書籍室」と「閲覧室」とを設置すべきとし、「書籍室ヲ設ケ書籍購求ニ要スル費用ハ限リナキ差入書籍ノ檢閲等ニ要スル費用ノ積重スルモノニ比シ、結局、得ル所多クシテ失スル

所少ナカルヘキナリ」と、対費用効果の面でもその効益の少なからざる点を強調している。またそのための経費調達はこれを在監人の給与工錢に對する利子附与に求めることを提案している(19)。

漸く支配的となりつつあつた官本主義は、先の新潟、青森の如く、各府県においてその方針の具体化が図られつつあつたが、監獄則レベルでは、明治二十七年の監獄則改正案において官本貸与主義が極めて明確な形で具体化した(20)。小河発案の給与工錢利子による書籍購入についても、「改正理由説明」の中でその導入が示唆されている。同改正案では、改正を要する主な項目として、「在監人書籍ヲ看ント請フトキハ監獄署備付ノ書籍ノ内ニ就テ之ヲ許スコトニ改ムル事」が要点とされ、官本貸与主義が明示された。書籍閲読の許可基準を定めた明治二十二年監獄則第三十二条に對する改正案文は次の様なものであつた。

第三十五条

囚人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看ント請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

囚人及刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ監署備付ノ書籍ニ限り之ヲ許スコトヲ得

刑事被告人ニ係ルトキハ子審判事又ハ檢事ノ檢閲ヲ經ヘシ新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ総テ之レガ看読ヲ許可スルコトヲ得ス

ところで、明治三十一年に開催された典獄諮問会では、諮問事項の第十九項として、「在監人看読用ノ書籍ハ成ルヘク官署ニ

於テ之ヲ備ヘ置キ在監人ヲシテ普ク其自修ノ道ヲ得セシムルノ必要ヲ認ム之ヲ実施スルニ就テノ考案如何」が討議に附されている(21)。同諮問会では、各庁府県における書籍購入費捻出の苦慮が明らかにされるとともに、北海道集治監典獄から書籍購入費調達の方策が建議されている。在監人の給与工錢に利子を附しそれをもつて書籍購入費に充てようとするものであつて、先の小河の方案と正に同一のものであつた。それによれば、監獄則第八条に、「但領置シタル通貨ハ有利トシテ預金局ニ寄託シ其利子ハ政府ノ所得トス」を加え、同じく第二十三条に、「但領置シタル工錢ハ有利トシテ預金局ニ寄託シ其利子ハ政府ノ所得トス」を加え、さらに、次の『在監人看読書籍費及慈恵収支規程』を制定すべきとする。

在監人看読書籍費及慈恵収支規程

第一条 在監人領置金利子ハ在監人看読用書籍ノ購買及監獄慈恵ノ用ニ充ツ

第二条 在監人領置金利子ハ前々年度以前三箇年度末ニ於ケル領置金平均額ニ通常預金ノ利率ヲ乘シタル額ヲ以テ歳入歳出ノ予算ニ編入スヘシ

第三条 其年度ニ於テ剩余トナリタル金額ハ前項ノ利子ト合算シ通次之ヲ次年度ノ歳入歳出予算ニ編入スヘシ

第四条 本規程ニ據レハ歳出金ハ他ノ費目ト彼此流用スルヲ得ス

附則

當時、各監獄の書籍購入は囚徒費、庁費あるいは備品費から

とその支出区分は区々であり、金額もまた極めて低額なものであつた。北海道集治監のこの案によれば、当時北海道集治監は本・分監合わせて囚人の工錢領置金が合計八万円位であつたから、利率五パーセントとして年間約四千円の利息が生じる計算であり、実に壮大な書籍館の建設が可能であつた。この提案に對しては、この案のそもその発案者である監獄課長小河滋次郎から前向きな意のあるところが示されている。しかし、この北海道集治監案がその後内務省においてどのように検討されたのか、明らかではない。

ところで、北海道集治監が官本整備に意欲的であつたのには、理由がある。

当時北海道集治監は、樺戸集治監を本監として、空知、釧路、網走、十勝の四分監から成つていたが、在監者のほとんどが他府県出身者で、北海道在籍の者は極めて僅かという状況であり、加えて、樺戸、空知はともかく、他の三分監は極めて交通不便の地に位置したため、接見人の来訪は絶無に近い状態であつた。樺戸本監では、明治二十八年中、在監者数一、五〇一名のうち接見した者僅か十一名、接見せざる者一、四九〇名、差入れを受けた者(接見人員との関係から当然大部分が郵送)六一九名、差入れなき者八八二名であつた。なお書籍購入については、當時その多くは東京に求めざるを得ない状態であり、購入に要する期間も、半年から長いものでは一年もかかる例もあり、また途中交通不便のため小包が川に落ち、折角の購入書籍が徹だらけになつて送られてくることもあつたという(18)。北海道集治監の官本整備に對する積極姿勢には、當時の以上の様な状況が

背景としてあつたことは確かであり、いわば人道からする配慮ともいへべき前記建策を促したのである。

私本 明治二十二年監獄則は書籍差入れにつき、刑事被告人に係るものについては第三十八条を、囚人及び懲治人に係るものについては第三十九条を各々規定した。書籍購入については、根拠規定として第二十五条が適用されている。

第二十五条 囚人及懲治人監督ニ領置ノ貨物ヲ以テ其父母妻子ノ扶助及正当ノ費用に充ント請フトキハ典獄其事情ヲ取糺シテ之ヲ許可スヘシ

刑事被告人ニ係ルトキハ当該裁判官ノ允許ヲ經ヘシ
第三十八条 刑事被告人ニ其親屬故旧ヨリ書類書籍用紙臥具其他必要ノ物品又ハ飲食物ヲ贈ラント請フトキハ之ヲ許ス但書類書籍ハ当該裁判官ノ檢閲ヲ受クヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ他物ニ於テモ亦同シ

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前項ノ例ニアラス
第三十九条 囚人及懲治人ニハ現行ノ法律命令書並ニ書籍用紙印紙郵便切手貨幣及内務大臣ニ於テ許可シタルモノヲ除クノ外差入ヲ許サス但書籍ハ第三十二条ニ記載シタル制限ニ從フ

明治五年の監獄則制定以来、わが国監獄の書籍取扱方針は、官本整備の实情はさておき、常に一貫して官本主義を指向したものであつたことは既に述べた。これは基本的には今日においても変わらない。私本閲読は、必然的に、官本整備の不備を補

う補完的な機能としてとらえられる。しかるにその実態はどうであつたか、これについても既に述べたとおりである。

さて、明治二十年代に入るとともに、府県監獄費の充実を背景として官本主義は再びその姿をあらわす。それとともに私本の購入・差入れは次第に制限を受けていくことになる。

まず購入についてみてみよう。

明治十四年監獄則は領置工錢による書籍購入を認め、明文の規定をもつてこれを定めたが、明治三十二年監獄則では、領置工錢の使用は書籍購入に限らず広く制限を受けることになる。当時囚人の領置工錢の濫用は甚しく、放免時、帰郷旅費・旅装等の費用にも事欠く有様であつたという。その様な事情が憂慮されたものであろう。給与工錢のみならず、携有金、差入金等についても、その在監中における使用は嚴重に制限されることになつたのである。

書籍購入は第二十五条のいわゆる「正当ノ費用」にあたるものとして許容されたが、その具体的な許否の判断にあつては、ここでもまた種々の個人的諸般の事情が稽査されるとともに、給与工錢にかかるものについては、なおその領置金現在高が極めて重要な一要件とされている。例えば前記徳島県「看読書籍取扱規程」では、帰郷旅費及び時衣購求費として概ね一円を差し引き、なおかつ書籍購入額に見合う領置金がある場合にのみ書籍購入を認めている。また、栃木県監獄署「在監人物品購求取扱手続」(明治二十八年十二月制定)では、書籍購入が給与工錢にかかる場合のみ、その支出限度額は現在高の十分の一以内とされている(23)。北海道集治監の明治二十八年の監内通達で

各庁府県監獄における書籍差入・購入状況

監獄署 (本・支署を含む)	明治27年			明治29年			明治32年		
	差入件数	購入件数	1日平均 収容者数	差入件数	購入件数	1日平均 収容者数	差入件数	購入件数	1日平均 収容者数
北海道集治監	刑事被告人			2,121冊					
	囚人			313件	円 2,672,934	人 6,949	冊 1,094	円 1,652,034	人 3,412
青森県監獄署	刑事被告人	248件	136人	231		155			
	囚人	14	301	140		349			
茨城県監獄署	刑事被告人			25	96件	286	373件	58件	233
	囚人			25	531	1,367	40	1,139	1,326
石川県監獄署	刑事被告人						56	11	51
	囚人						34	105	385
岐阜県監獄署	刑事被告人	260	185	190		148	207		79
	囚人	107	1,122	64		1,040	156		1,040
静岡県監獄署	刑事被告人	263	232						
	囚人	102	1,311						
香川県監獄署	刑事被告人	101	1,011	206					
	囚人			1,287					
愛媛県監獄署	刑事被告人	57	270	243	108	488	158		
	囚人	56		1,308	9		1,143		
福岡県監獄署	刑事被告人	284	481	154		234	135		197
	囚人	182	1,804	160		1,660	390		1,456
三池集治監	刑事被告人								
	囚人	28	1,779	42		1,908			
佐賀県監獄署	刑事被告人	131	122	43		113			
	囚人	32	568	10		538			
熊本県監獄署	刑事被告人			304		156	228		111
	囚人			239		1,270	166		887
大分県監獄署	刑事被告人	109	163	160		146	149		175
	囚人	109	911	88		859	95		690
宮崎県監獄署	刑事被告人	18	106	62		102	40		62
	囚人	13	484	13		585	57		425
沖縄県監獄署	刑事被告人						33		16
	囚人						71		254

は、その限度額は十分の二となつてゐる(24)。

ところで明治二十四年八月開催の獄事協議会では、さらに、「給与工錢ヲ以テスル書籍ノ購求ヲ許ササルコトヲ其筋へ建議」の件が新潟県より提出され、可決のうえ、内務省への建議がなされてゐる(25)。全面禁止の結果はみていないが、しかし別表『各庁府県監獄における書籍差入・購入状況』の示すとおり、明治二十七八三十二年当時、書籍購入件数を示す統計の極めて少ないことを考え合わせると、その後書籍購入を禁止するに至つた府県も、実際少なくなつたのではあるまいか。

差入れはどうであつたか。

前表は明治二十七、二十九、三十二年の各府県監獄における書籍差入・購入状況を示したものである(26)。購入については既に述べたが、差入れについても、刑事被告人はともかく囚人については、在監者数に比しその数は極めて少ないといつてよい。明治二十二年監獄則は、特に刑事被告人について、その身柄確保と罪証湮滅防止の観点から外部との物品の授受に属する書籍の差入れについては厳重な監視と制限を附した。書籍の差入れについて担当裁判官の承認を要するとしたのもそのためである。しかし、厳重な制限を受けつつも、もと刑事被告人は無罪として推定された者である。家族との絆も未だ失われてはいない。囚人に比し差入件数の割合が高いのはその様な事情にもよると思われる。

新聞 明治二十二年監獄則においても、新聞紙閲読は依然全面禁止であつた。小河滋次郎は禁止の理由を、「此種ノ書類(注・

新聞及び時事の論説記事を指す)ハ苗ニ感化ニ益ナキノミナラズ、社会ト隔離スルヲ目的トスル所ノ行刑ノ原理ニ戻リ且ツ刑事被告人ニ対シテハ殊ニ紀律ヲ紊リ隱害ヲ醸スノ懸念少カラサルヲ以テナリ」と述べ、「其利害ノ如キハ最モ研究ヲ要スル一問題ト云フヘシ」としている(27)。新聞紙閲読禁止の根拠を、感化教育上の見地からだけでなく、社会からの隔離と厳正な紀律保持に求めたのが小河であり、それはとりもなおよさずドイツ監獄学の影響を強く受けた明治二十二年監獄則の主旨とするところのものであつた。小原重哉の新聞紙閲読禁止理由と対比してみると、そこには紀律主義が前面に打ち出されてきている。

ところで、当時新聞界の状況は、いわゆる政論新聞が衰微に向い、かわつて不偏不党を主義とする新聞が登場して来る。明治三十年三月には新聞紙条例が改正され、発行禁止・停止条項の削除が行われている。社会も漸く安定化の方向へ向いつつあつたのである。しかし、明治二十七年の監獄則改正案では未だ閲読禁止は解かれず、同第三十五条第四項は、「新聞紙及時事ノ論説ヲ記スルモノハ総テ之レカ看読ヲ許可スルコトヲ得ス」と規定している。新聞紙閲読禁止の解禁は、なお明治三十二年改正を待たねばならなかつた。

注

(1) 平松義郎「近代的自由刑の展開」(「行刑の現代的視点」昭和五十六年)一九ページ

(2) 東京警視監獄署「獄務備攷」第二版(明治十二年)

(3) 内閣記録局編輯「法規分類大全」第一編治罪門三 監獄 一六一―

シ

(4) 治罪法

第一四二条 監倉ニハ刑法治罪法ヲ備置キ被告人ノ請求ニ從ヒ之ヲ貸与ス可シ

(5) 小河滋次郎『日本監獄法講義』(明治二十三年)一三二ページ

(6) 同・一三五ページ

(7) 同・一三八ページ

(8) 『大日本監獄協會雜誌』第七十七号(明治二十七年十月)三八ページ

(9) 『刑務所長会同席上に於ける訓示・演述・注意事項集』(昭和八年、刑務協会)一五ページ

(10) 栃木県監獄署『獄務諮問事項』(典獄會議の議事資料、内務省からの通達等を編冊したもの。)

(11) 明治二十二年監獄則第三十一条

囚人十六歳未満ノ者及懲治人ニハ毎日四時以内読書習字算術ヲ教フヘシ

(12) 前掲『日本監獄法講義』一三九ページ

(13) 同・一四二ページ

(14) 真宗本願寺派本願寺・同大谷派本願寺『日本監獄教誨史』上(昭和二年)七三三ページ

(15) 新潟県監獄署『新潟県監獄法規全』(明治二十五年)六三七ページ

(16) 徳島県監獄署『徳島県監獄法規』(明治二十八年)四四七ページ

(17) 前掲『日本監獄教誨史』下・一四八九ページ

(18) 同・下・一一二四ページ

(19) 前掲『日本監獄法講義』一四二ページ

(20) 前掲『獄務諮問事項』

(21) 内務省監獄局『明治三十一年典獄諮問会速記録』

(22) 北海道集治監『北海道集治監第五回年報』(明治二十九年)五九ページ

(23) 栃木県監獄署『栃木県獄務提要』(明治二十八年)一六二ページ

(24) 北海道集治監『北海道集治監報』(明治二十八年四月)七ページ

(25) 栃木県監獄署『典獄會議書類編冊』(明治二十四年ヨリ同二十八年ニ至ル)前掲『獄務諮問事項』同様、典獄會議の議事資料等を編冊したもの。)

(26) 本表は、各府県原の『監獄統計表』をもとにまとめた。書籍差入・購入状況を示す統計は各府県必ずしも同様ではなく、統計を有する府県もむしろ半数にも満たない。本表において明治二十七年〜三十二年をとり上げたのは、この期間が比較的統計が整っていることにもよる。

(27) 前掲『日本監獄法講義』一四三ページ

五、明治三十二年監獄則

明治二十七年領事裁判権の撤廃が成功、改正条約は明治三十三年七月一日および八月四日を期して実施されることとなった。来たるべき外国人収容に備え関係規定の整備がはかられるとともに、監獄則は三度目の改正を受けることになる(勅令第三四四号)。監獄則施行細則も全面的に改正された(内務省令第三八号)。

明治三十二年改正後、獄制の改革は急速に進展する。明治三十三年一月、多年にわたる悲願であった監獄費国库支弁案が第十四回帝國議會において可決、府県監獄費は同年十月一日より国库において支弁されることとなった。また、明治六年以来内務省の所管であった監獄事務は、明治三十三年七月一日、司法省への移管となった。検察・裁判・行刑の一元化と内務省・司法省間の行政事務分配の権衡上の問題がその理由であった。さらに、明治三十六年三月には監獄官制(勅令第三五号)が発せられ、府県監獄は以後すべて司法省直轄となった。各府県監獄

はそれまで司法大臣（内務大臣）と各府県知事との二重監督を受けてきたが、いまその府県知事による中間監督は廃され、司法省直轄のもと全国の獄制は統一されたのである（1）。

図書閲読の許可基準 明治三十二年改正は主要規定のみの部分的なものであり、図書閲読関係では、第三十二条第二項が以下の様に改められたこと、ならびに同条第四項の新聞紙閲読禁止条項が削除されたことの二点にとどまる。しかし図書閲読許可範圍の飛躍的な拡大をはかった改正の意義は極めて大きい。

明治三十二年監獄則第三十二条第二項

囚人及懲治人中書籍ノ看読ヲ請フ者アルトキハ感化若ハ紀律ニ妨ケナシト認メタルモノニ限り之ヲ許ス

明治三十二年改正においては、まず、明治三十二年監獄則第三十二条第二項中、「修身、宗教、教育、營業」の各書籍項目が取り払われ、閲読許可範圍の拡大がはかられた。従前の修身、宗教書等のいわゆる教育的書籍の類だけでなく、感化若くは紀律に妨げなしと認められるものであれば、従来とかくその取扱いが問題とされてきた稗史小説等についても閲読が可能となったのである。もっとも明治二十年代末頃より、各府県の書籍取扱いの実際においては、閲読許可範圍は漸次緩和の傾向にはあった。改正の前年、明治三十一年に開催された典獄諮問会では、「稗史小説紀行等ニシテ感化上有益ト認ムルモノハ之カ看読ヲ在監人ニ許可スルノ可否如何」について諮問がなされているが（2）、各府県における当該書籍取扱の方針は、既に、そこで明

確にこれを知ることができる。第三十二条改正が同諮問結果を踏まえたものであることは、もとより言うまでもない。なお、明治三十六年の典獄會議においては、閲読書籍の許可範圍の拡大と官本の整備・充実につき左の指示がなされている。

囚人書籍看読ノ範圍ハ各監獄ニヨリ広狭其度ヲ異ニス伝記隨筆等事ノ害ナクシテ多少慰樂ノ具ニ供スヘキ者ハ絶対ニ之ヲ禁止スルアリ或ハ之ヲ許可スルアリ今其一律ヲ期セント欲セハ書目ヲ一定スルニ如カスト雖モ要スルニ看読書籍ノ範圍ハ教育上及規律上差支ナキモノハ囚人ノ個人的關係ヲ省ミ可成之ヲ許容スルノ方針ヲ採リ殊ニ実業教育ニ関スル書籍ノ如キハ寧ロ看読ヲ奨励シ以テ自立ノ念ヲ厚カラシメ其ノ歴史地理算術等普通修学用トシテ採用スヘキ書籍ノ如キハ彼等ヲシテ之ニ由リ智識ヲ撰取センコトヲ希望スルニ至ラシムルノ注意アルヲ要ス從テ此等ノ書籍ハ経費ノ許ス範圍内ニ於テ監獄ニ於テ購求保管シ其書目ノ如キハ可成之ヲ印刷シテ各房ニ備ヘ囚人ヲシテ各其欲スル書籍ヲ看読スルヲ得サシムルノ便宜ヲ与フヘシ（3）

ところで、閲読許可範圍は拡大したものの、無制限に書籍閲読が認められるようになったわけでは勿論ない。明治三十二年開催の諮問会においても、感化上有害ならざるのみならず、さらに感化上有益でなければならぬことが要請されている（4）。また、具体的な書籍閲読許可の判断にあたっては、書籍そのものの閲読適否の判断に加えて、閲読の目的、必要性等、閲読を願ひ出した囚人の個別的事情がより一層勘案されるようにな

つてきたことが注目される。例えば当時の北海道集治監における書籍取扱例では、営業書については、原則としてその者の終身営業とするもののみを許可、宗教書についても原則として一宗のみ、また洋書については、その閲読が許されたのは、商館勤務の者とか洋服屋の類に限られたという(5)。

ところで明治三十二年監獄則第三十二条第二項は、「感化若ハ紀律ニ妨ケナシト認メタルモノ」と定めるのみで、具体的な閲読許可基準は何ら明示してはいない。監獄則施行細則においても同様である。具体的な閲読基準の定立ならびに閲読許可の認定は、第三十二条の範囲内において、施設の実情に応じ、これを典獄の判断に委ねる趣旨であつたものと思われる。

各監獄における図書閲読許可基準の具体例をみてみよう。

名古屋監獄では、明治三十六年、看読を許すべき書籍として次の基準を定めている(6)。

- 一、常識ヲ養成スルニ適當ナル修身書
 - 二、精神修養ニ適スル宗教書籍
 - 三、出獄後ノ職業ニ必要ナル書籍
 - 四、日用ニ適スル程度ニ於ケル数学書及用文章等ノ教育書
 - 五、忠君愛國ノ觀念ヲ養成スルニ適當ナル日本歴史
 - 六、勤儉貯蓄、修身齊家ノ精神ヲ養成スルニ適當ナル伝記
- 但個人精査ノ上特に必要ヲ認ムル時ハ其他ノ文書圖画ヲ許スコトアルベシ

山口監獄は、明治三十七年、在監人看読書籍許可標準を定め、宗教、修身に限らず、法律、歴史、其他感化上有害ならざる書

籍は、広くその看読を許したという(7)。

官本 府県監獄費の国庫支弁復活、府県監獄の司法省直轄等を境として、各監獄における官本整備は次第に進展をみせ始める。明治三十六年に開催された典獄会議においては、監獄局長より、「此等ノ書籍ハ経費ノ許ス範囲内デ監獄ニ於テ購求保管シ其書目ノ如キハ可成之ヲ印刷シテ各房ニ備ヘ囚人ヲシテ各其欲スル書籍ヲ看読スルヲ得サシムルノ便宜ヲ与フヘシ」との官本充実の方針が指示されている。各監獄における官本備付けはこの指示後急速に充実に向う。

当時の各監獄における官本保有の状況をみてみよう。

神戸監獄姫路分監では、明治三十五年一月十一日現在、官有書籍保有冊数は、修身書一五八冊、教育書一五冊、宗教書九冊、就学用書三三九冊、字引四冊、計五二五冊であつた(8)。

和歌山監獄では、明治三十六年三月末現在、その保有官本は計四一六冊であつた(9)。

名古屋監獄では、明治三十六年当時、宗教書・実業書・経済書・伝記・物語・辞書等、保有官本冊数は計一四、九八九冊であつた(10)。

また、静岡監獄、宮崎監獄では、明治三十六年以後、備付官本の増加に努めたという(11)。

ところで、明治三十五年、東京集治監(小菅)に図書室が設置された。新調の書架を備え、図書は各部門ごとに配置され、新らしく制定された図書貸与規定により運営せられたという。同集治監教誨師西元龍拳の労によるものであつた。おそらくわ

が国最初の刑務所図書館といつてよいであらう(12)。明治三十八年五月には、巢鴨監獄においても刑務所図書館の開館をみている。図書館は南監三階に設置され、免役日後の午後約二時間ほど開館した。図書館には図書目録が備えられ、また、教師師一名が書籍の出納、囚人の読書指導等にあたつたという。しかし、図書館を利用することができたのは在監者すべてではなく、有賞者及行状善良にして特別処遇を受ける者二十名以内であつた。成績優良者に対する優遇措置の一つであつたのである(13)。

私本 明治二十二年改正後における官本主義の復活とともに、私本の購入・差入れが次第に制限を受けるようになってきたことについては既に述べた。明治三十二年改正後、官本整備の充実に背景として、その方向は一層加速される。作業工錢による書籍購入につきその使用限度額の制限が設けられるようになってきたことについても前述したが、同様の措置は、以後各府県において急速に一般化しつゝあつた。

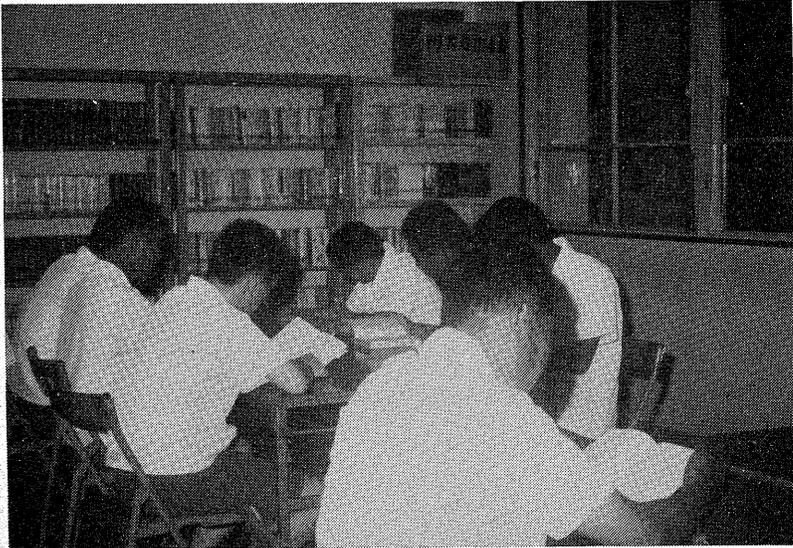
明治三十二年十月二十五日改正にかかる宮城集治監の「囚人書籍購入及取扱手続」第三条では、書籍購入は、領置工錢五円以上を有し、且つ、購入せんとする書籍代価がその十五分の一以内の金額の場合のみ許されるものとされている(14)。また、官制改革後の明治三十七年、宮城監獄では、監獄に備付けのある書籍についてはその購入は許さなかつたという(15)。明治三十六年十一月制定にかかる金沢監獄富山分監の『在監人書籍及貸与書籍取扱』第三条でも、書籍購入は、一ヶ月一回一部限りとされ、貯蓄工錢二円以上を有し、前一ヶ月間懲罰に処せられた

ことがないことが条件とされている(16)。ところで、当時名古屋監獄では、在監囚人約二、〇〇〇名中、書籍購求者は月平均四五〇人を下らず、月あたりの購入総額は、一人平均三〇銭として、約一三五円の高額にのぼつた。その後、教師師の努力により乱費者は次第に減少し、明治三十七年当時、購入出願者は一ヶ月平均七〇人内外に落ち着いたという(17)。

新聞 明治三十二年改正により、新聞紙ならびに時事に関する論説記事の閲読を禁止した第三十二条第四項は削除された。しかし、これにより新聞紙閲読が全く自由となつたわけではない。改正直後の七月二十六日には、各府県に対して、「右ハ(注・第四項の削除を指す)総へテ自由ニ之ヲ許スノ旨趣ニ無之感化上特ニ必要アル者ハ書籍ノ例ニ準シ看読セシメラシ其ノ他ハ従前ノ通御取扱相成候様致度依命此段為念及通牒ニ候也」との監獄局長通牒が発せられている(18)。感化若くは紀律に妨げなき場合は書籍の例に準じて扱われることになつたことを意味する。

ところで、刑事被告人にかかる新聞紙ならびに時事に関する論説記事の差入れを禁じた第三十八条第二項は、存置されたままであつた(19)。刑事被告人にかかる書籍差入れについては、外部との通牒防止の点から特に嚴重な監視と制限が付されたことは前にも述べたが、かかる制限は明治三十二年改正においても緩和されることはなかつたのである。従つて、監獄則上新聞紙閲読が許されたのは、官署購入・備付けのものがあつたかどうかは別として、囚人・懲治人については差入・購入とも、刑事被告人については購入のみということになる。しかしてその実

際は どうであつたらうか。



現在の刑務所図書館〈市原刑務所図書室—千葉県市原市—〉写真提供：市原刑務所

注

- (1) 平松義郎「刑罰の歴史—日本（近代的自由刑の成立）—」（『刑罰の理論と現実』昭和四十七年 八五ページ）
- (2) 前掲『明治三十一年典獄諮問会速記録』二二一ページ
- (3) 前掲『刑務所長会席上に於ける訓示演述・注意事項集』（昭和八年、刑務協会）一一四ページ
- (4) 前掲『明治三十一年典獄諮問会速記録』二二六ページ
- (5) 同・二二五ページ
- (6) 前掲『日本監獄教誨史』上・六四七ページ
- (7) 同・下・一四〇九ページ
- (8) 同・下・一三八ページ
- (9) 同・下・二七七ページ
- (10) 同・上・六四八ページ
- (11) 前掲『日本近世行刑史稿』下・九〇二ページ
- (12) 前掲『日本監獄教誨史』上・二七九ページ
- (13) 同・上・三九〇ページ
- (14) 同・上・九八一ページ
- (15) 同・上・九八三ページ
- (16) 同・上・八〇四ページ
- (17) 『監獄協会雑誌』第一七巻四号（明治三十七年四月、大日本監獄協会）四四ページ
- (18) 前掲『大日本監獄協会雑誌』第二二七号（明治三十二年八月）五四ページ
- (19) 同・五五ページ

本稿執筆にあたっては、財団法人矯正協会主事佐々木繁典氏から多大の御教示を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

（なかね・けんいち 収集整理部収集課）